

**令和6年**

# **障害者総合支援法関係事業者説明会資料**

(『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要)



**令和6年3月27日**  
**姫路市 障害福祉課**



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されることに伴い、必要な改正を行うもの。

## 2 改正対象する条例

- (1) 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- イ サービス提供責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- ウ サービス提供責任者は、居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならない。
- エ 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事できる。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (2) 全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮する。
- イ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないとともに、
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ウ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- オ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、個別支援計画について、相談支援事業者にも交付しなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (3) 生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

## (4) 自立訓練（機能訓練）関係

ア (3)と同様の改正を行う。

イ 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

ウ 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

エ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (5) 就労選択支援関係

就労選択支援に創設に係る所要の規定を設けるとともに、就労系サービスに就労選択支援に関する情報提供に係る規定を設ける。

## (6) 就労移行支援関係

事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を20人以上（離島等については10人以上）から、10人以上に見直す。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (7) 共同生活援助関係

- ア 一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることを明確化。
- イ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（「地域連携推進会議」）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ウ 指定共同生活援助事業者は、イの報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- エ イ及びウについては、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない。
- オ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- カ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (8) 指定障害者支援施設等関係①

### ア 意思決定支援を推進するための方策

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
  - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、⑦の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるとともに、
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者 本人や⑦の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (8) 指定障害者支援施設等関係②

### イ 地域移行支援を推進するための取組

- ⑤ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ⑥ 利用者の当該施設等以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該施設等以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者等と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。
- ⑦ 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、当該施設等以外における障害福祉サービス等の利用状況等及び利用の意向の定期的な確認を適切に行うため、指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ⑧ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。また、地域移行等意向確認等に当たっては、相談支援事業者等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (8) 指定障害者支援施設等関係③

### ウ 支援の質の確保

- ⑨ 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（「地域連携推進会議」）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- ⑩ ⑨の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- ⑪ ⑨及び⑩については、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (8) 指定障害者支援施設等関係④

### 工 自立訓練（機能訓練）・相談支援の充実等

- ⑫ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設等において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。
- ⑬ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならない。

### オ 感染症発生時に備えた平時からの対応

- ⑭ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ⑮ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (9) 児童発達支援関係

### ア 児童発達支援の一元化

多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (10) 障害児通所支援に係る全サービス共通関係

- ア 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができる。
- イ 事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- ウ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならない。
- エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。
- オ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。
- カ 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (11) 児童発達支援・放課後等デイサービス関係

- ア 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- イ 児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すなど、実施方法を明確化する。
- ウ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならない。
- エ 障害児が児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。
- オ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (12) 居宅訪問型児童発達支援関係

- ア 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- イ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならない。
- ウ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## (13) 保育所等訪問支援関係

- ア 事業所ごとに支援の質及びその改善について、事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- イ おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ウ 障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。
- エ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならない。



# 『姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例』の概要

## 3 施行期日

令和6年4月1日

※ 就労選択支援に関する規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する（令和7年10月1日見込）。

